

第 1 回 有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）
整備・運営事業に係る事業者選定委員会 会議要旨

日 時	平成 29 年 1 月 26 日（木）13 時 15 分から 14 時 45 分まで
場 所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 2 階 大会議室
委 員	出席 4 名、欠席 3 名
事 務 局	組合事務局次長、環境センター 施設整備室 計 4 名 株式会社エイト日本技術開発 3 名（アドバイザー業務受託者）

1. 委嘱状の交付

管理者（会津若松市長）から委員へ委嘱状を交付。

2. 管理者挨拶

管理者（会津若松市長）からの挨拶。

3. 開会

① 委員、事務局職員の紹介

② 選定委員会設置要綱の確認

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱の確認。

③ 委員長、副委員長の選出

委員の互選により委員長に全国都市清掃会議 技術指導部長 荒井喜久雄氏、副委員長に福島大学 教授 樋口良之氏が選出。

④ 議事

（1）中間処理施設整備の基本的な考え方について（別 紙）

・事務局から中間処理施設整備の考え方について説明を行った。

（2）事業者選定のスケジュールについて

・事務局から事業のスケジュールについて説明を行い、委員会は計 6 回の開催予定とし、平成 29 年 12 月に最優秀提案者を選定したい旨を伝えた。

（3）実施方針書（案）について・・・（非公開）

（4）要求水準書（参考）について・・・（非公開）

4. 閉会

以上

中間処理施設整備に係る施設整備の基本的な考え方（概要）

A 整備方針

施設の建設にあたっては、最新の技術を導入し衛生的な処理を行うとともに、廃棄物処理施設が迷惑施設というイメージを払拭し、人が集まりやすく、景観に配慮した環境にやさしい施設づくりを目指す。

【基本コンセプト】

- ① 環境にやさしい施設
- ② 減量化及び再資源化の推進
- ③ 発電等の熱回収による余熱利用
- ④ 建築物等は景観に配慮し、周辺環境と調和した計画
- ⑤ 建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減

配慮事項

・臭気対策については、臭気成分ごとの基準を遵守するのみでなく、人の感覚による臭気対策が十分図られるよう脱臭方法についての検討に努める。

・ごみを焼却することで発生する熱を利用して発電するとともに、その排熱を利用した余熱利用施設の設置について配慮する。

・リデュース、リユース、リサイクルの更なる推進を図るため環境学習施設や啓発施設の充実を図る。

・事業用地の面積、形状に対応したコンパクトな施設の整備を目指す。

・各施設の規模算定の基礎となる人口推計については、今後のごみ搬入状況、構成市町村の一般廃棄物処理計画の策定等の人口推計等を見極めながら随時見直しを図る。

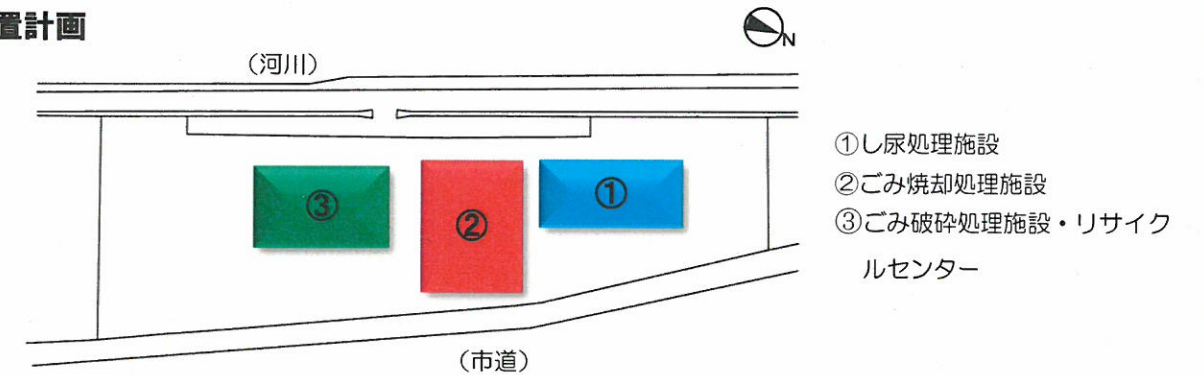
B 施設整備に係るスケジュールについて

現在の敷地に、新たなし尿処理施設を建替えし、現在のし尿処理施設を解体して、その跡地にごみ焼却処理施設を建替える「スクラップ＆ビルド方式」により進める。

【新たな施設の稼働目標年度】

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ①有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設） | 平成 31 年度 |
| ②エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設） | 平成 34 年度 |
| ③マテリアルリサイクル推進施設（ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター） | 平成 39 年度 |

C 配置計画



①有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）

【処理形態別人口予測】 稼働目標年度推計人口（人）

公共下水道	農業集落排水処理	単独浄化槽	合併浄化槽	し尿	合計
85,616	10,770	33,772	26,652	25,740	182,550

【施設規模】 222KL/日

【処理方式】 膜分離高負荷脱窒素処理方式、又は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

【資源化】 助燃剤

【公害防止基準】

水質、悪臭、騒音、振動について、法令を遵守するとともに、自主基準値を設け、環境保全に努めていく。

（水質関係）自主基準値 抜粋

- ・生物化学的酸素要求量（BOD） 10mg/L 以下
- ・化学的酸素要求量（COD） 20mg/L 以下
- ・浮遊物質（SS） 10mg/L 以下
- ・大腸菌群数 100 個/cm³ 以下

（悪臭関係）抜粋

- ・アンモニア 1 ppm 以下、メチルメルカプタン 0.002 ppm 以下、硫化水素 0.02 ppm 以下

（臭気指数）工場等の敷地の境界線の地表における基準 10

（騒音関係）昼間 65dB、朝・夕 60dB、夜間 55dB

（振動関係）昼間 65dB、夜間 60dB

【運営形態】 公設民営（DBO方式）

②エネルギー回収推進施設（ごみ焼却処理施設）

【施設規模】 220t/日

【処理方式】 ストーカ方式

【公害防止基準】

大気、悪臭、騒音、振動について、法令を遵守するとともに、自主基準値を設け、環境保全に努めていく。

（大気関係）

- ・硫黄酸化物当該地区 K=17.5
- ・ばいじん 0.01 g/m³ 以下
- ・塩化水素 50 ppm 以下
- ・窒素酸化物 100 ppm 以下

（悪臭関係、騒音関係、振動関係）し尿処理施設に同じ。

【余熱利用】

新しいごみ焼却処理施設においては、発電を基本として、その余った熱については、場内の冷暖房に利用していくとともに、場外の温浴等の余熱利用施設への利用も検討していく。

また、余熱利用施設に関わる規模・機能、運営方法、費用負担、建設用地、地域連携の在り方等の課題について、新たな検討の場を設ける。

【運営形態】 公設民営（DBO方式）

③マテリアルリサイクル推進施設（ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター）

【施設規模】 33t/日（うち、ごみ破碎処理施設：18t/日、リサイクルセンター15t/日）

【処理方式】

ごみ破碎処理施設・リサイクルセンターは、破碎ごみと容器包装リサイクル資源物毎に処理資源化ラインを設け、それぞれ処理し再資源化を行うこととし、各々の設備において、最も効果的な設備方式を採用する。

【公害防止基準】

（大気関係）破碎作業に伴う粉じん対策を考慮する。
（悪臭関係、騒音関係、振動関係）し尿処理施設に同じ。

【環境啓発機能】

展示や図書等により、ごみの減量化やリサイクル推進について学べる情報提供設備や体験学習設備、多くの住民等による施設見学にも対応できる研修設備の整備について検討する。

【再生・交換機能】

持ち込まれた不用品等の修理・補修を行う再生設備、リサイクル品やリユース品の展示・販売・譲渡等のための設備を設置することを検討する。なお、環境啓発機能、再生・交換機能について、運営や継続性の視点で新たな検討の場を設ける。

【運営形態】 公設民営（DBO方式）